

平成十三年総務省令第百五十五号

電気通信紛争処理委員会手続規則

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

（あつせん及び仲裁に関する通知の方法）

第一条 電気通信紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令

第十条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

（名簿の記載事項）

第二条 令第七条第二項の総務省令で定める名簿

の記載事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 任命及び任期満了の年月日

（あつせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 あつせん及び仲裁の申請件数

二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数

三 あつせんにより解決した事件の件数

四 仲裁判断をした事件の件数

五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

（あつせんの申請）

第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第一百五十四

条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項又は第一百五十七条の二第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十八第一項又は第二項のあつせん

の申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四百二十二条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。

4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

第五条 事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項又は第一百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 電波法第二十七条の三十八第四項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。

3 放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第六の申請書を委員会に提出しなければならない。

4 証拠となるものがある場合においては、それを第一項、第二項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

5 紛争が生じた場合に事業法、電波法又は放送法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項、第二項又は第三項の申請書に添えて提出しなければならない。

（申請の方法）

第六条 事業法第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項若しくは第一百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくはは放送法第百四十二条第一項のあつせん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくはは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

（電磁的方法による提出）

第七条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省

令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令

第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令

第三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

4 前二項に規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの省令の相当する規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成二三年六月二九日総務省令

第七九号）

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第

一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一九日総務省令

第一〇六号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則

（令和四年九月三〇日総務省令第

六四号）

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

様式第1（第4条第1項関係）

電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

（あつせん及び仲裁に関する通知の方法）

第一条 電気通信紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令

第十条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

（名簿の記載事項）

第二条 令第七条第二項の総務省令で定める名簿

の記載事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 任命及び任期満了の年月日

（あつせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 あつせん及び仲裁の申請件数

二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数

三 あつせんにより解決した事件の件数

四 仲裁判断をした事件の件数

五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

（あつせんの申請）

第四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第一百五十四

[illegible][illegible][illegible]

加電気通信設備の提供に関する契約	第136条第2項
電気通信設備の内容や提供の確保のためにその締結に必要な協定又は契約	第137条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信設備の提供に関する契約	第107条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の裁判所を求めた日本に対する管轄を記載すること。

3 周知の大きさは、日本産業規格JIS4号とすること。

[illegible]